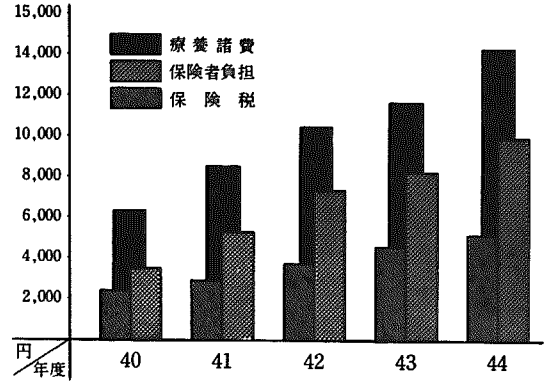


国民健康保険特別会計は 13,818千円の繰越

国民健康保険特別会計は、今年度より(四十四年)老人の給付率のアップ及び育児手当の支給等を行ない、黒字をみたことは早期診断のPR及び保険衛生活動の充実によるものである。また満ちない点が多々あるかと思いますが、今年度も村民の健康を第一にやっ



二、任意加入：④農業後継者、農業後継者で三年以上農業に従事してきた者か、又、当然加入の資格のうち農地所有権利がないか、五〇アール以下の者(一定未満の者)既に農地経営面積三〇アール以上五〇アール未満の経営主で五〇アールに相当する耕作を行って(期間七年以上)なお加入者は昭和四十六年一月一日現在五十五才をこえない人に限られます。(五十五才をこえる人は加入出来ません)

| 給付の種類 | 加入期間 | | | | |
|-----------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------|
| | 5年 | 20年 | 25年 | 30年 | |
| 60~64歳 経営移譲を要件とする給付 A | 円 8,000 | 円 16,000 | 円 20,000 | 円 24,000 | |
| 65才以降の給付 | 経営移譲(65歳まで)を要件とする給付 B | 円 800 | 円 1,600 | 円 2,000 | 円 2,400 |
| | 経営移譲の有無にかかわらず給付 C | 円 1,000 | 円 4,000 | 円 5,000 | 円 6,000 |
| | 国民年金所得比例給付 D | 円 900 | 円 3,600 | 円 4,500 | 円 5,400 |
| | 国民年金定額給付率 E | 円 6,000 | 円 9,600 | 円 11,200 | 円 12,800 |
| 計 B+C+D+E | 円 8,700 (7,900) | 円 18,800 (17,200) | 円 22,700 (20,700) | 円 26,600 (24,200) | |

(注) ()内は経営移譲しなかった人
*国民年金定額給付は、36年発足のため、加入期間に10年分を加えて計算されている。定額は、25年換出(最低資格期間)で月額8,000円、30年で9,600円、35年で11,200円、40年で12,800円となる。
(算式) (納付月数×320円) = 給付月額

農業者年金のあらまし

長い間、全国の農家のみなさんから熱望されていたが農民にも恩給を農業者年金基金が昭和四十五年十月一日に設立され、昭和四十六年一月一日より徴収されます。農業者年金は、農業者の老後生活の安定を第一義と後継者移譲による優秀な農業経営者の確保「経営の若返り」経営規模の拡大という、社会保障と農業近代化との両面をねらいつつつくられたもので、国民年金に上り組ませる仕組みです。この年金と同時に離農給付の交付や離農者からの農地等の買入、充渡し、融資等具体的事務は市町村(農業委員会)や農協に委託されて居ます。

近き市町村(農業委員会)や農協からくわしい説明や加入手続きについて相談にのることとなりますがそのあらましについて簡単に申しあげます。一、当然加入：経営面積(農地及び採草放牧地の面積)が五〇アール以上の農家の経営主で国民年金に加入している人はこの年金に加入することになります。しかし、将来農業を続ける見込みのない地域の人や体が悪い等で農業を続けられない人は基金に申し出て加入を免除してもら

いつから年金がもらえるか 農業者年金に加入して二十年間掛金を納めた人、農業経営を後継者に譲ったり第三者の経営規模の拡大に役立つように移譲した場合に、年金がもらえます。六十才までに経営移譲したときは六十才から、六十才一六十四才の間に経営移譲したときはその時点から、六十五才になっても経営移譲しなかった人は、六十五才から年金がそれぞれ給付されます。脱退死亡一時金等もあります。二、位の年金がもらえるか 表のとおり 掛け金はいくらか 加入者の当初保険料は月額七五〇円ということとなります。三、離農給付とは 離農給付金は農業者年金を補完するもので、年金に加入していな

米の生産調整対策情報

一、四十六年度産米の政府買入れ量は五八〇万トン、自主流通量は一八〇万トン、生産調整数量は二二〇万トンとする。
二、生産調整の実施期間は五年間とする。但し休耕奨励金の交付は三年間とする。
三、生産調整奨励金の総額は一六九六億円とし、その単価と支給期間はつぎのとおり、
○休耕三万円(支給期間三年)
○寄託休耕三万五千円(〇五年)
○普通転作三万五千円(〇五年)
○集団及び永年転作四万円(〇五年)
四、生産調整の実行のため予約限度数量を定め、これを生産者に指示す。政府買入れは予約限

公民館より

借りた本は、読み終えたら、早急にお返し下さい。

どしどし要望を

この「広報くろさき」は村民の皆さんと、役場を結ぶかけ橋の役目をする、たいせつな「パイプライン」です。この機会に皆さんが村に対する要望や苦情などがありましたら、原稿用紙二枚程度にまとめて、役場広報係より提出下さい。

婚姻とは

婚姻、結婚ともい、ます、一人の男と、一人の女が終生を約して夫婦となることです。一对の男女の継続的な性的結合を基礎とした社会的経済的結合で、その間に生まれた子供が嫡出子(夫婦間に生まれた子)として認められる関係をいいます。仲人と当事者間の結婚をとりかわし、華やかな結婚式を挙げて、そのことで民法上の婚姻が成立したことはなりません。婚姻の成立は一男一女が婚姻の意思により戸籍法上の届出によって成立するものとされています。世間一般には夫婦として認められ、婚姻届が市町村長に受理されない限りこの夫婦は内縁関係にとどまり、法律上夫婦でない者は配偶者として相続権も

なく、その間に生まれた子も嫡出子とされません。婚姻の前提としての配偶者の選択は両性の合意と基本的な平等のもとでなされなければなりません。婚姻の要件として民法では、①男は満十八才に、女は満十六才にならなければ婚姻することができない。②配偶者のある者は重ねて婚姻することができない。③近親者の婚姻はできない。④親と子、兄弟姉妹、自分からみて叔父、叔母、甥姪、養子とその配偶者、離縁によって親族関係がなくなってもできない。⑤養子と実子とは婚姻できない。⑥夫婦が離婚又は配偶者が死亡し姻族関係がなくなっても、以前の配偶者の父母、子、孫など直系姻族とは婚姻できない。⑦女性は以前の婚姻が解消、取消しの日から六月を経過しなければ再婚することができない。等を規定しています。さて婚姻の届出は定められた用紙に必要事項を記載し、当事者双方と成年の証人二人以上が署名捺印の上市町村長に届出なければなりません。夫婦の本籍地以外で届出の場合は戸籍抄本の提出を求めることが通例になっています。届出に際しては夫婦どちらの氏を称するか定めておかなければなりません。婚姻は新



しい共同生活体となります。未成年者も婚姻によって成人とみなされます。婚姻によって夫婦は同居、協力、扶助の義務を負われ親族団体の基盤として、また社会構成の核として大きな責務をもつ共同体といえます。婚姻届のときに住所を同じくする住民基本台帳(住民登録)の届出も忘れな

ふえつづける交通事故

減少できないのか

昨年より今年、今年より来年とますます年々増加して行くのが交通事故である。死者一六七五人これはベトナム戦争の犠牲者ではありません。史上最悪といわれた一昨年より五〇八人も多かった昨年一ヶ年間の交通事故による犠牲者であります。今まで事故の死亡者は大都市圏に集中していたが逆に地方(新潟県も含まれて)に移行してきたことなど、モータリゼーションの地方進出をはっきりと物語っています。昨年新潟県における交通事故は発生件数一三七〇〇件(人身事故のみ)死者二名、傷者一五三名で物損事故九二件を合わせたると実に二〇〇件の多きに達しているであります。わずかに



訂正

第九号「農地転用許可の既存権利の届出は早急に」の中で、昭和四十五年十一月十五日現在市街化区域内にと訂正いたします。

黒崎幹部派出所 熊谷定司

明るく正しい選挙標語

良く聞き良く見て良く選べ

村でこれだけ事故が多発している村は県内では黒崎村のほかには例がないのではないかと思います。それでも一昨年五名の死者が昨年の二名に減ったのは、村交通安全対策協議会、安全協会、交通指導隊父母の会などみなさん方が活躍されたために功を奏したものと、思います。毎日茶飯事のように繰り返されていくこの悲惨な交通事故を、国・県は膨大な予算をあげて

なぜならば不可抗力による交通事故は皆無に等しく、当事者双方いづれかの過失に起因するものである道路が悪いから事故が起る、信号機がないから、いまだ事故の起きなかつた曲りくねった事故の凸凹道路を直線にして舗装すれば途端に事故が発生する、信号を無視して事故を起す、酒よ酔い運転の罰則を重くしても違反者はあつとを絶たない、これらは運転者のモラルの低下、歩行者の甘えなどが事故の大きな要因になっていることは確かである。このようなことからして交通事故は天災ではなくあきらかに人災である。その原因が人災である以上人間がその事故をなくさなければならぬ。それには車を運転する人、歩く人の自覚を待つ以外の方法はないと思います。今日では一國の経済、文化の発展とその國の自動車交通の発達とは密接不離の関係があるといわれ、わが国においても世界の先進國に伍して最近急激に自動車交通の発達が見られてきたのである。このようにして現代文明社会に貢献している自動車も走る兎器となり、文明をもたらす自動車によって人間社会を破壊に追いやることは許されたいと思

度数量の範囲とする。五、休耕と転作の区分については明確な基準を設定する。六、予約限度数量を超えた米については農業団体等が保管販売するものとする。七、四十六年度産米の生産者米価の水準は据置く。八、消費者の選好を米の取引価格に反映させるため、消費者米価については物統令の適用を廃止する。九、転作の促進を図るため所要の助成措置を講ずるとともに水田の他用途転用を推進するために農地の転用許可基準の大巾緩和等の必要な措置を講ずる。十、地方公共団体及び農業団体等ができるよう助成措置を講ずる。十一、良質米の生産販売を助長するため自主流通制度を活用することとし現行流通制度を大巾に緩和する。また卸小売の新規参入についても前向きに対処する。昭和四十五年十二月三十日 閣議決定事項 政府 与党首脳折衝 最終了解事項